

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1に次のように加える。

(65) 既存建築物の大規模修繕等をする場合の制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基法施行令」という。）第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等をする場合の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(66) 建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建基法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000円

別表第1備考6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第4(3)の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第6(2)の項中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第6(2)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市長は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。別表第4において「建築物省エネ法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項の非住宅部分(以下この表において「非住宅部分」という。)が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表第4(第2条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>別表第6(第2条関係)</p> <p>【別記3 参照】</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市長は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。別表第4において「建築物省エネ法」という。)の規定に基づく事務について、1件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項の非住宅部分(以下この表において「非住宅部分」という。)が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した金額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表第4(第2条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>別表第6(第2条関係)</p> <p>【別記3 参照】</p>

【別記1】

(現行)

名称	事務の区分		金額
(64) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の建築物の使用許可申請手数料	建基法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		3月以内の期間を定めて許可する場合以外の場合	120,000円
	建基法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		160,000円

(改正案)

名称	事務の区分		金額
(64) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の建築物の使用許可申請手数料	建基法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		3月以内の期間を定めて許可する場合以外の場合	120,000円
	建基法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		160,000円
(65) <u>既存建築物の大規模修繕等をする場合の制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基法施行令」という。)第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等をする場合の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>		<u>27,000円</u>
(66) <u>建築基準法令の規定の適</u>	<u>建基法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転をする場合の制限</u>		<u>27,000円</u>

<u>用を受けない建</u> <u>築物の移転をす</u> <u>る場合の制限の</u> <u>緩和に係る認定</u> <u>申請手数料</u>	<u>の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	
--	--------------------------	--

【別記2】

(現行)

名称	事務の区分			金額
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更 ₁ に該当している旨の証明の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額
		その他の場合(工場等の場合に限る。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円(モデル建物法による場合にあっては、22,000円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額
		その他の場合(工場等の場合を除く。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物法による場合にあっては、93,000円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額

(改正案)

名称	事務の区分			金額
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更 ¹ に該当している旨の証明の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額
		その他の場合(工場等の場合に限る。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円(モデル建物法による場合にあつては、22,000円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額
		その他の場合(工場等の場合を除く。)	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物法による場合にあつては、93,000円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額

【別記3】

(現行)

手数料を徴収する事務	金額
(2) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の18に規定する計画書及び第11条の4第1項各号に規定する建築計画概要書等の写しの交付	1通につき300円

(改正案)

手数料を徴収する事務	金額
(2) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の18に規定する計画書及び第11条の3第1項各号に規定する建築計画概要書等の写しの交付	1通につき300円